

別紙 1

浅口市 CIO 補佐官等業務仕様書

令和 7 年 4 月

浅口市

1. 業務名称

浅口市 CIO 補佐官等業務

2. 業務の目的

2040 年には、少子高齢化により労働人口の減少が想定されます。自治体は、現在よりも少ない職員数で、住民サービスの水準を保ちつつ持続可能な運営を目指す必要があります。

本市では、浅口市 DX 推進方針において、自治体フロントヤード改革を通じて業務効率化を進め、限られた人員でも、現状と同等かそれ以上の運営を行える体制を整備することを目指しています。そのために、「書かない」「待たせない」「迷わせない」「行かせない」の 4 つの原則に基づき、業務の構造自体を分析し、デジタル・トランスフォーメーション(以下「DX」と言います)への取り組みが必要と考えています。

また、全国的に行政が職員の育成・確保に困難を抱えていますが、本市も例外ではありません。そこで、人材育成による職員の能力向上と働き方改革による人材確保を推進することが必要と考えています。

さらに、人口減少社会において、あらゆる行政機能を一つの自治体のみで抱えることは困難であり、地方公共団間の広域連携により政策形成、人材育成、事業実施等の各種段階で推進することが必要と考えています。

しかし、これらの政策的取組を推進するにあたり、現状の本市の人的資源のみで対応することは困難です。

そこで、本業務では、DX 推進に関する専門的知見を有する外部人材の助言や支援を受け、市民の利便性向上、職員の働き方改革と人材育成及び地方公共団間の広域連携を実現することを目的とします。

3. 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4. 履行場所

デジタル戦略課指定場所

5. 業務内容

(ア) CIO 補佐官等の配置

本業務を遂行するために、次の人材要件を満たす人材を、CIO 補佐官として 1 名以上配置すること。なお、スキル要件と実務要件については、一人の CIO 補佐官で満たすことができない場合は、CIO 補佐官や補助担当者を最大 3 名配置することで対応することも可能とする。また、CIO 補佐官を複数名設置する場合は、代表 CIO 補佐官を 1 名指定することとし、代表 CIO 補佐官は変更できないこととする。

【人材要件】

① リテラシー要件(全員共通)：

1. IPA(独立行政法人情報処理推進機構)が実施する情報処理技術者試験(以後 IPA 試験)における情報セキュリティマネジメント試験又は基本情報技術者試験以上のレベルに合格していること。なお、CIO 補佐官の内 1 名については情報安全確保支援士試験等の IPA のレベル 4 の試験合格者を配置すること。
2. 行政にかかる総合的な知見を有すること。

② スキル要件：

1. コンサルティングスキル
 - (ア) 行政分野にかかる総合的なコンサルティングスキル
 - (イ) デジタル分野にかかる専門的なコンサルティングスキル
 2. 業務ツール活用スキル
 - (ア) 業務遂行にかかる基本的業務ツール(チャットツール、オンライン会議ツール、クラウドストレージ等)の活用スキル
 - (イ) 課題整理ツール(Xmind 等)の活用スキル
 - (ウ) BI ツール(Tableau 等)の活用スキル
- ③ 実務要件
1. 自治体 DX を統括する立場の者(CDO、CIO、DX 推進統括責任者等)を補佐した実務経験が3年以上あること。
 2. 自治体 DX にかかるプロジェクトマネジメントの実務経験が3年以上あること。
 3. 自治体 DX にかかる広域連携の実務経験が3年以上あること。または、国・県等の広域行政での実務経験が3年以上あること。
 4. 行政職員等として、行政の企画・政策部門、財務・管財部門または情報政策・DX 部門等の実務経験が通算3年以上あること。
 5. IT 企業において、システム設計・開発等に関わった実務経験が3年以上あること。
- ④ 非機能要件
1. 本市職員を含む様々な利害関係者と円滑なコミュニケーションをでき、連絡・調整ができること。また、本市のデジタル化の取り組みについて積極的な提案を行うこと。
 2. 自治体 DX の専門家について、広範なネットワークを持ち、必要に応じて本市の研修の講師等として紹介できること。特に地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業、地域情報化アドバイザー等の総務省やデジタル庁所管のアドバイザー制度を柔軟に活用した専門人材の積極活用すること。
 3. 本業務において既存の行政経営のあり方に捉われない発想を本市に提供し、実践すること。

【CIO 補佐官等の支援で期待されること】

- 情報共有：デジタル化に係る情報や事例を共有すること。
- 課題整理：デジタル化に係る本市の課題を整理すること。
- 要求・要件定義：デジタル化に係る本市の要求・要件を定義すること。
- 相談・助言：本市のデジタル化の取組について相談・助言をすること。
- コーディネート：CIO 補佐官等有する専門性やネットワークを活かし、本市が求める人材(制度活用支援含む)や企業・団体とのマッチング等をコーディネートすること。
- 上記も踏まえた本市のデジタル化に係る支援の進捗を把握すること。
- 本業務の目的達成に資すること。

(イ) デジタル技術に関する知見やこれまでの経験に基づき、市民の利便性向上・業務効率化の各種取り組みの推進に関する戦略立案及び課題解決に向けた助言、DX に係る各種プロジェクト管理等の支援

主な業務は以下のとおり

- ① 各部署について現状把握のためのヒアリング
- ② CIO と定期ミーティング
- ③ フロントヤード改革推進への助言
- ④ 市民サービスの向上に向けたデジタルツール活用等への助言
- ⑤ デジタルツール活用等による業務改善への助言
- ⑥ DX 人材(職員)の育成支援
- ⑦ DX 推進委員会(市幹部職員)への参加及びファシリテーター
- ⑧ その他本市が必要とする取り組み

(ウ) 浅口市 DX 推進方針の見直しに係る伴走支援等

現行の浅口市 DX 推進方針が令和 7 年度で取組期間を終えることから、令和8年度に向けて浅口市 DX 推進方針の見直しに係る伴走支援を行うこと。合わせて本市のデジタル化が次の段階に進むための実効性のある推進体制に係る設計支援も行うこと。

(エ) 自由提案: 地方公共団間の広域連携と各種制度活用に基づく取組

総務省が示した令和 7 年度地方財政対策の概要において、「行政の効率化・地域の課題解決等のためのデジタル投資の推進」、「人口減少を踏まえた、公共施設の集約化・複合化の推進」及び「持続可能な地域社会の実現に向けた地方創生の取組」を重点とする方向性を示した。本市でもこれらの方向性を踏まえ、地方公共団間の広域連携によるデジタル化の更なる推進、公共施設マネジメント、人材確保・育成を推進することを想定している。そこで、総務省やデジタル庁のアドバイザー制度等を活用することで新たな財源を生み出し、地方公共団間の広域連携することに資する提案をすること。なお、本提案については、提案者が過去に他の自治体等で実施し、成果を上げた実績のある取組に限ることとする。

6. 業務形態

常駐・訪問(訪問回数)等の形態については、提案によるものとする。ただし、最低月 1 回は訪問するものとする。また、Web 会議、チャットツール等を活用した支援も可とするが、この場合も、最低月 1 回は訪問するものとする。

7. 成果物

本業務で想定している成果物は以下のとおりとする。提出は電子データとする。

また、成果物の管理及び権利の帰属は、全て本市とする。

- (ア) 業務実施計画書
- (イ) 実施報告書
- (ウ) 会議議事録
- (エ) DX・デジタル化にかかる提案書
- (オ) 業務完了報告書

(カ) その他、本業務遂行のために使用したもので、本市が必要と判断したもの

8. 業務責任者の設置と活動報告等

(ア) 受託者として本業務を管理する業務責任者を1名配置すること。

(イ) 契約締結後速やかに、業務実施内容等の詳細を明らかにした「業務実施計画書」を作成し本市の承認を得ること。

(ウ) 本業務の進捗状況について、定期的にオンライン協議等の場を設け、報告を行い、円滑に業務を遂行すること。また、議事録の作成や課題の管理は受託者が行うこと。なお、会議内容が業務従事者以外に知られることがないように対策を講ずること。

(エ) 令和7年10月頃を目安に、受託者は業務成果や改善策の素案を含めた中間報告を行うこと。なお、報告資料については、市と協議の上、提出すること。

(オ) 業務完了後速やかに、業務実施結果及び成果等を取りまとめた「業務完了報告書」を作成し提出すること。

(カ) その他委託業務の実施にあたり、市が必要と認める資料がある場合は、県と協議の上、提出すること。

9. その他

(ア) 機密保持

① 受注により知り得た全ての情報について守秘義務を負うものとし、これを第三者に漏らし、又は他の目的に使用しないこと。契約終了後も同様とする。

② 正当な理由があつてやむを得ず第三者に開示する場合は、書面によって事前に承諾を得ること。また、情報の厳重な管理を実施すること。

(イ) 再委託の制限

① 本業務の実施にあたり、再委託が必要となる場合は、事前に本市の承認を得ること。

② 再々委託については認めない。

(ウ) その他

① 本業務の履行について疑義が生じたとき、又は、本業務に伴い本市と交わす契約書に定めない事項については、本市及び受託者の双方で協議の上決定すること。

② 本業務の実施に際して、浅口市情報セキュリティポリシーのほか、関係法令等を遵守すること。

③ 本業務に係るコンサルティング・調査・報告・交通費等の一切の経費は、委託金額に含まれるものとする。

④ 本業務にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

⑤ 受託者は、本業務において知り得た情報システムの仕様に関連する調達の入札には参加できないものとする。